

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&Aの更新について

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、厚生労働省、国土交通省等とも調整し、利用可能な交通機関が整理され、令和4年度大学入学者選抜実施要項に関するQ&Aが更新されましたので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

事務連絡
令和4年1月7日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
特別支援教育課
総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A
の更新について（周知）

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等（小学校や中学校等の入学者選抜を含む。以下同じ。）にかかると新型コロナウイルス感染症に対応した試験の実施については、「新型コロナウイルス感染症に対応した令和4年度高等学校入学者選抜等の実施について」（令和3年12月28日付け3文科初第1757号）において、各実施者の判断により、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」の別添「令和4年度大学入学者選抜にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じた形で、受験機会の確保の徹底等について、特段のご配慮をお願いしていたところです。

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関が整理され、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」が更新されましたので、お知らせいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【参考】

○令和 4 年度大学入学者選抜実施要項

https://www.mext.go.jp/content/20210604-mxt_daigakuc02-000005144_1_1.pdf

○令和 4 年度大学入学者選抜実施要項（令和 3 年 6 月 4 日）に関する Q&A（令和 3 年 10 月 11 日更新）

https://www.mext.go.jp/content/211228_mxt_daigakuc02_000005144-3.pdf

○新型コロナウイルス感染症に対応した令和 4 年度高等学校入学者選抜等の実施について（通知）（令和 3 年 12 月 28 日付け 3 文科初第 1757 号）

https://www.mext.go.jp/content/20211228-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

【本件連絡先】

（本通知全般に関する問合せ）

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

（特別支援学校に関する問合せ）

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

（高等専修学校に関する問合せ）

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育
振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A
（令和3年9月10日、令和4年1月7日更新）

（見え消し版）（抜粋）

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、ガイドライン2（2）④のiii）に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。